

## 軽度者に対する福祉用具貸与の取扱いについて

春日部市 介護保険課

要支援1・2、要介護1の人（軽度者）に対する以下の種目については、介護保険給付は原則対象外とされていますが、(A) 厚生労働大臣が定める告示（第95号告示第25号のイ）に該当する対象者（以下「対象者」という。）については、(B) 認定調査等に基づく判断があった場合や、(C) 市が、医師の所見・ケアマネジメントの判断等を書面等で確認の上、要否を判断した場合には、例外的に給付が可能です（例外給付）。

※（A）の対象者しか例外給付を利用することはできません

※（A）の対象者が（B）に該当しない場合は（C）の手続きをする必要があります

### 種目別の対象者及び貸与の判断

種目	(A) 対象者	(B) 認定調査の結果
車いす及び 車いす付属品	<u>いずれかに該当する者</u> 1) 日常的に歩行が困難な者 2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	1) 1-7 歩行「3. できない」 2) 該当する認定調査結果なし（※1）
特殊寝台及び 特殊寝台付属品	<u>いずれかに該当する者</u> 1) 日常的に起き上がりが困難な者 2) 日常的に寝返りが困難な者	1) 1-4 起き上がり「3. できない」 2) 1-3 寝返り「3. できない」
床ずれ防止用具 及び体位変換器	・ 日常的に寝返りが困難な者	・ 1-3 寝返り「3. できない」
認知症老人徘徊 感知機器	<u>いずれにも該当する者</u> ・ 意思の伝達、介護者への反応、記憶、理解のいずれかに支障がある者 ・ 移動において全介助を必要としない者	・ 3-1 意思の伝達「1. 調査対象者が意思を他者に伝達できる」以外 又は ・ 3-2～3-7 のいずれか「2. できない」 又は ・ 3-8～4-15 のいずれか「1. ない」以外 ・ その他、主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む ・ 2-2 移動「4. 全介助」以外
移動用リフト (つり具部分を除く) (昇降座椅子含む)	<u>いずれかに該当する者</u> 1) 日常的に立ち上がりが困難な者 2) 移乗が一部介助・全介助を必要とする者（昇降座椅子の場合は必須） 3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	1) 1-8 立ち上がり「3. できない」 2) 2-1 移乗「3. 一部介助又は、4. 全介助」 3) 該当する認定調査結果なし（※1）
自動排泄処理装置	<u>いずれにも該当する者</u> ・ 排便に全介助を必要とする者 ・ 移乗に全介助が必要な者	・ 2-6 排便「4. 全介助」 ・ 2-1 移乗「4. 全介助」

(※1) 該当する認定調査結果がない場合は、主治医の意見を踏まえつつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護（介護予防）支援事業者が判断します。

## (C) 福祉用具貸与例外給付申請について

「日常的に起き上がりが困難」や「日常的に寝返りが困難」など厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者が、原則給付対象外となる福祉用具を貸与したいけれども、認定調査の結果により判断できない場合は、例外給付の申請を行います。

※〃の対象者以外は申請することができません。

### (1) 例外給付申請の時期

#### ①申請

- ・利用する前
- ・新規申請において暫定利用する場合は、認定日から1か月以内に申請

#### ②再申請

- ・要介護（支援）認定更新、区分変更の場合
- ・居宅介護支援事業所が変更した場合
- ・地域包括支援センターからの委託先が変更になった場合

### (2) 市による判断

**対象者**が医師の医学的な所見に基づき、次の i) から iii) までのいずれかに該当することが判断され、かつ、サービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより福祉用具貸与が特に必要である旨が判断されている場合、これらを市が書面等で確認し、その要否を判断します。

※医師の医学的な所見については、主治医意見書、医師の診断書の他に、担当介護支援専門員が聴取した居宅サービス計画等に記載する医師の所見でもよいが、i) から iii) の状態に該当することが明確に判断できる内容であること。

- |  |
|--|
| <p>i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に<b>対象者に該当する者</b><br/>(例：パーキンソン病の治療薬による ON・OFF 現象により寝返りや起き上がりができない)</p> <p>ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに<b>対象者に該当する</b>ことが確実に見込まれる者<br/>(例：がん末期の急速な状態悪化により、寝返りや起き上がりができない)</p> <p>iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から<b>対象者に該当する</b>と判断できる者<br/>(例：ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎を回避するために、寝返りや起き上がりができない状態を改善する必要がある)</p> |
|--|

### (3) 申請書類

- ①介護保険福祉用具貸与例外給付申請書
- ②医師の医学的所見を示す書類（主治医意見書、医師の診断書、聴取した医師の所見の記録のいずれか）
- ③居宅サービス計画書（第1・2・4表）、又は介護予防サービス・支援計画書（サービス担当者会議記録含む）
- ④当該福祉用具のカタログの写し（写真が載っているもの）